

令和3年度 伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議要旨

○開催日・出席者

日 時	令和4年1月14日(金) 13時30分～14時30分
場 所	伊勢市役所 東館4階 4-2会議室
委員出席者	10名(下記関係機関の代表者) 伊勢市総連合自治会 伊勢市民生委員児童委員協議会連合会 伊勢市消防団 伊勢市社会福祉協議会 地域包括支援センター 伊勢警察署 障がい者地域相談支援センター 伊勢市老人クラブ連合会 伊勢市ボランティア連絡協議会 三重県(伊勢保健所)
事務局	高齢・障がい福祉課、医療保険課、危機管理課、消防課

○事 項 書

1. あいさつ
2. 委員の自己紹介
3. 会長・副会長の選出
4. 議題
 - (1) 「避難行動要支援者制度」について
 - (2) 伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画について
 - (3) 「避難行動要支援者制度」実績報告等について
5. その他

○会 議 内 容

事務局説明

事項書4. 議題

- (1) 避難行動要支援者制度について

◇避難行動要支援者制度の概要

- ・市から避難行動要支援者に対して、同意書を送付したうえで、登録の意思確認を行う。登録に同意した人の名簿を『防災ささえあい名簿』とし、

避難支援等関係者に平常時から提供し、災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりのために活用する。

◇個別避難計画について

- ・『防災ささえあい名簿』登録者で避難支援等関係者その他の者に個人情報を提供することに同意した人のみ市の支援による作成や本人や家族等による作成又は地域の協力により作成する。
- ・計画の提供先は『防災ささえあい名簿』の提供先である避難支援等関係者と避難支援等実施者に提供する。

(2) 伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画について

災害対策基本法の改正及び取組指針改定に伴い、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画の個別避難計画の作成や避難を支援する者の確保等について改正を行う。

(3) 「避難行動要支援者制度」実績報告等について

◇避難行動要支援者数

令和3年9月1日時点で15,661人

◇『防災ささえあい名簿』登録者数

令和3年9月1日時点で3,147人

◇個別避難計画作成者数

令和3年9月1日時点で1,143人

◇令和3年度スケジュール等について

令和3年10月に個別避難計画勧奨通知送付、令和3年12月に同意書送付し、現在集計中。

令和4年度のスケジュールについても、令和3年度と同様に進めていく予定。

委員の皆様の質問・意見等

【質問①】

「個別避難計画」の作成の割合は36.3%とのことだが、作成方法について市による作成、本人や家族による作成、地域による作成とあるがそれぞれの割合を教えてください。

【回答①】

災害対策基本法の改正前は地域で「個別避難計画」の作成を行っており、約110名が作成されていた。法改正後は、市から「個別避難計画」の勧奨通知を送り、全て取りまとめて確認をしているため、分けはしていない。現在、地域で「個別避難計画」作成に取り組んで頂いている地域もあるが、作成の実施主体は市となるため、原則、市で取りまとめを行う。

【質問②】

「個別避難計画」の作成方法は、本人や家族による作成が多いか。

【回答②】

勧奨通知を発送すると本人や家族が記入することが多い。提出の締切を令和4年1月14日（金）としているため、年末年始に家族が帰省した際に記入し、返信していただくことが多い。

【質問③】

本人や家族等が「個別避難計画」の作成が困難な場合、市はどのような対応をしていくか。

【回答③】

個別避難計画作成済みの人は約1,100名いるが、その中でも具体的な内容を書けない人や計画自体を理解できない人も沢山いる。そういった方々の支援をしているのがケアマネジャー等の福祉専門職の人であり、信頼関係も非常に厚く、先進の取組をしている県外の地域では避難の支援も行っている。伊勢市でも、そのような事例に倣って福祉職による参画を検討していきたいと考えている。

【意見④】

ボランティア連絡協議会へ独居で元気な人が同意書の入った封筒を持ち、返信方法について11名ほど直接問い合わせに来られた。幹事が記入方法を伝え、その場で記入していただき、確認から封入までを一緒に行った。元気でともしっかりされている人でも、文言が多く内容の把握が難しかったという声が多かったため、記入方法等のアドバイスをしていただける人が近くにいたら、円滑に進みやすいと思った。

【意見⑤】

先の意見に対して、高齢者は字を書くことを渋る人が多い。民生委員の立場として、訪問時に書類が届いてないかを確認し、アドバイスをするようにしている。

【回答④⑤】

地域の人等が相談に乗り、助けていただくことはありがたい。今後も高齢者へ内容を理解していただけるように努めていくので、引き続き対応をお願いしたい。

【質問⑥】

『防災ささえあい名簿』を社会福祉協議会として市民全員分を管理している。今年度から量が増え、全件目を通した中で名簿の記載内容を住所だけでなく、加入状況に関わらず自治会も記入した方がよい。同じ住所でも細かく自治会が分かれている地域もあるため、可能であれば括弧書き等でわかるようにしていただきたい。それ以外にも昨今ICT化が進んでいる中で、電子版のゼンリンの地図に登録者を落とし込めれば、災害時等の際、非常に早く対応できるのではないか。今後の構想として、市では検討しているのか。

【回答⑥】

今年度から、『防災ささえあい名簿』に「個別避難計画」も追加したため、昨年度よりも量が多くなっている。自治会の表記については、当初は本人が同意書に自治会を記入していただかないと把握できなかったが、わからない人も多く、市で調べるのも苦労した。今後は市民交流課の自治会のデータを活用し、『防災ささえあい名簿』に自治会名を表記するように対応していく。

また、システムについては昨年度から市でもゼンリンのシステムを導入し、登録者の情報を地図に落とし込んでいる。外部に登録者の情報を渡すことが可能かも含め、今後検討していく。もし可能であれば、社会福祉協議会の持っているゼンリンのデータに落とし込みが可能かも含めて検討していく。